

豊橋コンテナターミナル指定管理者運営モニタリング結果（2021年度）

1 施設の概要

施設名 : 豊橋コンテナターミナル
 所在地 : 豊橋市神野西町一丁目
 設置根拠 : 愛知県港湾管理条例（平成10（1998）年 供用開始）
 設置目的 : 三河港における港湾物流の効率化・円滑化を図ることを目的とする。
 施設概要 : 敷地面積：約12.9ヘクタール
 主な建物等：軌道走行式荷役機械（2基）、ゲートハウス、冷凍コンテナ用コンセント、照明灯、洗浄場、トラックスケール、トランスファーポイント

2 指定管理概要

指定管理者名 三河港コンテナターミナル株式会社
 指定期間 2018年4月1日から2023年3月31日まで
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
 コンテナ貨物集荷及び新規航路誘致等のポートセールス活動（実施済）

3 利用状況

（単位：TEU）

区分	2021年度		2020年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
コンテナ取扱量	31,200	25,201	37,200	27,615	△2,414

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2021年度		2020年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	85,978	60,838	85,978	65,647	△4,809
利用料金収入	85,978	60,838	85,978	65,647	△4,809
指定管理料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出	85,636	79,046	87,664	77,616	1,430
収支差	342	△18,208	△1,686	△11,969	△6,239

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり適切に行われている。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、法令遵守、個人情報の取扱等適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設内警備、巡視等について適切に行っているほか、関係者との安全に係る情報共有を密に行っている。
サービスの維持・向上	B	三河港振興会等と連携し利用促進に努めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりコンテナ取扱量や収入が計画を下回っていた。
運営等の安定性	A	県との連携、経理、文書管理等適切に行われている。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。(協定書等の水準)
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、概ね県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用者に対してアンケートを実施し、得られた回答は以下のとおりである。

- ・施設等の利用許可手続きについて
問題はなく満足している100%
- ・施設利用料金の請求と支払方法について
問題はなく満足している100%
- ・施設利用料金の額について
高いと思う25% 妥当と思う75%
- ・CT会社の運営内容について
問題はなく満足している25% ほぼ満足している75%

7 その他

特になし。

○ 問い合わせ先

都市・交通局港湾課経営グループ
電話：052-954-6966 (ダイヤルイン)
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp